

## 神戸市、ダイドードリンコ株式会社及び神戸学院大学の 地域貢献型自動販売機を活用した情報発信に関する連携協定

神戸市（以下「甲」という。）、ダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）及び神戸学院大学（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、地域貢献型自動販売機を活用した情報発信等に協働で取り組むため、次のとおり、事業連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （連携事項）

第1条 甲、乙及び丙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) デジタルサイネージを搭載した自動販売機（以下、「地域貢献型自動販売機」という。）を通じた災害時の緊急情報・防災啓発情報、神戸市政情報及び地域に密着した情報の発信に関する取組
- (2) その他、地域貢献型自動販売機を活用して実施する取組

2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事項に関する取組を効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議及び契約等の締結を行うものとする。

### （役割分担）

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる役割分担のもと、相互に連携・協力し取組を行う。

- (1) 甲 地域貢献型自動販売機にて発信する神戸市政情報コンテンツの提供等
- (2) 乙 地域貢献型自動販売機の設置・維持管理及びコンテンツの調整・配信  
本事業に関する全体統括
- (3) 丙 地域貢献型自動販売機にて発信する防災啓発等コンテンツの提供

### （機密の保持）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく取組において、相手方より知り得た情報（既に公知または公用の情報は除く。）について、法令等の要請により開示及び提供する場合を除き、相手方の承諾を得ずに他に漏らしてはならない。

2 本協定の効力が失われた後も同様とする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### （協定の解除）

第5条 甲、乙及び丙は、「神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱（令

和2年4月1日施行)」を遵守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

(定めのない事項)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名・押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年2月4日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
甲 神戸市  
代表者 神戸市長 久元 喜造 印

大阪市鶴見区諸口6丁目15-12  
乙 ダイードリンク株式会社  
西日本第一営業部長 日高 健一郎 印

神戸市中央区港島一丁目1番地3  
丙 神戸学院大学  
学長 佐藤 雅美 印